

最高裁に期待する！ 鉄道事故被害の社会的救済に道拓く判決

認知症列車事故 最高裁判決に向けての見解

2014年11月1日 公益社団法人 認知症の人と家族の会

愛知県で発生した認知症の男性の JR 列車事故に関する損害賠償請求裁判について、最高裁がどのような判断を下すのか、社会が注目しています。「家族の会」は、家族に責任を押し付けるべきではないと主張してきましたが、今、あらためて見解を表明するものです。

2007年12月に発生したこの事故は、91歳の男性が、介護者である妻（85歳）が「数分間まどろんだ」隙に外出して、列車にはねられ死亡したものです。JR東海は、遺族を相手取り、名古屋地裁に、事故により生じた720万円の損害賠償を求めて提訴しました。同地裁は、家族に落ち度があったとして、遺族に全額を支払うことを命じました。遺族側の控訴を受けた名古屋高裁も、長男の責任は免じたものの、妻に対して360万円の賠償を命じました。この判決を双方が不服として上告しました。

「家族の会」は高裁判決前に、「家族に責任を押し付けた一審判決は取り消すべき」とする見解を、判決後には、「再び下された非情な判決は時代錯誤 家族を責めず社会的救済制度をこそ提起すべき」とする見解を発表しました。

二度にわたり家族の「落ち度」を認めた判決は、認知症に対する社会的な理解を求めてきた介護家族を大きく落胆させ、在宅介護への不安をつのらせるものでした。その一方で、介護家族の心情に理解を示す多くの報道や、社会的な救済制度に共感する意見は介護家族にとって大きな励みとなりました。また、この裁判をきっかけとして、認知症で行方不明となっている人や身元不明の人が多数いるという問題があらためて社会的に認識されたことも思わぬ波及効果といえます。

どんなに家族が注意しても、どんなに社会的な支援が充実しても認知症の人が一人で外に出かけることを完全になくすことはできません。同様に、鉄道会社が認知症の人が軌道内に立ち入ることを完全に防ぐこともできません。つまり、何らかの被害や損害が発生することはあり得ることです。だからこそ、「家族の会」は、誰かが誰かを責めるのではなく、損害の社会的な救済制度を提案しているのです。

最高裁が、この事例を通して、認知症を巡る悲しく痛ましい事故を減らすために、家族、サービス事業者だけの努力でなく、国・自治体や企業、さらに地域住民が力を合わせて立ち向かう取り組みのあと押しとなり、社会的な救済制度に道を拓く判決を下してくれることを心から期待するものです。それがいま最高裁に求められている社会的使命であると確信します。

以上